

静岡県立浜松湖南高等学校における学校運営協議会の設置等に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡県立学校における学校運営協議会の設置等に関する要綱第3条、第10条、第17条の規定に基づき、静岡県立浜松湖南高等学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(学校運営協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、「静岡県立浜松湖南高等学校運営協議会」という。

(会議の傍聴)

第3条 協議会の会議を非公開としない場合、協議会の会長は傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認める。ただし、傍聴する者は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に挙げる事項を遵守する。

2 傍聴を希望する者は、当該会議の行われる5日前までに、書面（参考書式）にて協議会長に許可を願い出る。提出先は静岡県立浜松湖南高等学校（庶務）とする。

3 会議の傍聴を認める定員を10人とし、希望者が定員を超える場合には、抽選によって傍聴する者を決める。

4 傍聴する者は、傍聴席において会議を傍聴し、会議の進行を妨げてはならない。

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

.....  
(参考書式)

静岡県立浜松湖南高等学校運営協議会長 宛

傍聴許可願

令和 年 月 日に開催される静岡県立浜松湖南高等学校学校運営協議会の傍聴を希望しますので、許可願います

令和 年 月 日

傍聴を希望する者

氏 名

連絡先（住所）

(電話番号)